	⑶　座席	①　調整・ロック装置の作動の適否を調べる。	①　正常に作動すること。
		②　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
	⑷　シートベルト	①　ベルトの損傷の有無を調べる。	①　損傷がないこと。
		②　シートベルトを締め、バックルの巻取装置のロックの状態を調べる。	②　正常にロックされること。
		③　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。
	⑸　昇降設備及び滑り止め	①　亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	①　亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。
		②　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
	⑹　表示板	高所作業車構造規格第16条、第21条及び第26条に規定する事項が表示された表示板の損傷の有無及び取付け状態を調べる。	損傷がなく、かつ、適正に取り付けられていること。
	⑺　スイッチ類及び灯火類(灯火装置、警報装置、方向指示器、窓拭き器、デフロスターを含む。)	①　各スイッチ類を操作し、作動の適否及び取付け状態を調べる。	①　正常に作動し、かつ、適正に取り付けられていること。
		②　各灯火類のレンズの破損及び水等の浸入の有無を調べる。	②　破損及び水等の浸入がないこと。
	⑻　計器類(油圧計、空圧計、電流計、燃料計、油温計、水温計、速度計、表示灯を含む。)	エンジンを回転させた状態及び走行状態で、各計器の作動の適否を調べる。	正常に作動すること。
	⑼　後写鏡及び反射鏡	汚れ及び損傷の有無並びに写影の状態を調べる。	汚れ及び損傷がなく、かつ、写影が正常であること。

3　下部走行体（ホイール式のものに限る。）

検査対象の構造及び装置		検　査　方　法	判　定　基　準
3.1 走行装置	⑴　フロントアクスル及びリヤアクスル ⑵　タイヤ（ホイールを含む。）	「2　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　減速機	①　走行させて異音及び異常発熱の有無を調べる。	①　異音及び異常発熱がないこと。
		②　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③　ケースからの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
	⑷　油圧モーター	この表の「6　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑸　電動機（ホイールモーターに限る。）	この表の「1.3　電動機」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.2 操縦装置	⑴　ロッド及びアーム類 ⑵　ナックル ⑶　かじ取り車輪	この表の「2　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑷　ステアリングシリンダー	この表の「6　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.3 制動装置	⑴　走行ブレーキ	走行させてブレーキの効き具合及び片効きの有無を調べる。	効き具合が適正であり、片効きがなく、かつ、高所作業車構造規格第５条第２項の規定に適合すること。
	⑵　駐車ブレーキ（ブレーキ弁を含む。）	無負荷状態において、20パーセント勾配（20パーセント勾配の登坂能力を有しない機械にあっては、その登坂能力に相当する勾配をいう。右欄において同じ。）の床面で、駐車ブレーキの効き具合を調べる。	効き具合が適正であり、無負荷状態において、20パーセント勾配の床面で停止する能力を有すること。
3.4 車体関係	⑴　車体（走行フレームに限る。）	①　フレームの亀裂及び変形の有無を調べる。	①　亀裂及び著しい変形がないこと。
		②　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
	⑵　ビーム及びロック（トレッド拡幅型を含む。）	①　ビームを伸縮させて異常の有無を調べる。	①　円滑に伸縮すること。
		②　亀裂及び変形の有無を調べる。	②　亀裂及び著しい変形がないこと。
		③　ロックを操作して掛かり具合を調べる。	③　確実にロックできること。
	⑶　油圧シリンダー（ビーム伸縮用に限る。） ⑷　配管(ホース類、高圧パイプに限る。)	この表の「6　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	